

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 2: 教育委員会 |
| 2. 都道府県名 | 滋賀県 |
| 3. 市区町村名 | 日野町 |
| 4. 届出番号 | 2 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 37-1-1(2) |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.town.shiga-hino.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=2941 |

執行機関名 日野町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの | 特別支援学級に就学している児童または生徒の保護者等の経済的負担を軽減するための就学に必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 26 | |
| ③番号法別表第2の項 | 37 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年日野町条例第22号)別表第1 教育委員会の項事務の欄 特別支援学級に就学している児童または生徒の保護者等の経済的負担を軽減するための就学に必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第1条 | 日野町特別支援教育就学奨励費支給規則(平成28年日野町教育委員会規則第2号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。 | 第1条 この規則は、日野町立の小学校および中学校(以下「町立学校」という。)の特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条に規定する特別支援学級をいう。以下同じ。)に在籍する児童および生徒(以下「児童等」という。)の保護者または町立学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童等の保護者の経済的な負担を軽減し、もって義務教育の円滑な実施と特別支援教育の振興を図るため、特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を支給することについて必要な事項を定めるものとする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 日野町特別支援教育就学奨励費支給規則(平成28年日野町教育委員会規則第2号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|---|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 23 条 項 号 | 日野町特別支援教育就学奨励費支給規則(平成28年日野町教育委員会規則第2号)第2条および第5条 |
| ②事務の内容 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務 | 就学奨励費の支給の申請の内容の審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号 | 日野町特別支援教育就学奨励費支給規則(平成28年日野町教育委員会規則第2号)第2条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者(次号において「保護者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 申請者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 |
| 備考 | | |